

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により曾於市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年4月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ曾於末吉店

曾於市末吉町諏訪方字下横尾7953番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和2年11月6日

3 意見の概要

- (1) 来店者をはじめ、周辺地域を通行する歩行者等（特に児童・生徒、高齢者）の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。
- (2) 騒音、振動等に十分留意すること。
- (3) 周辺地域の自然環境を損ねることがないように、十分留意すること。
- (4) 夜間帯に荷捌き作業があることから、店舗及び商品搬出入車両の照明・騒音等が周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行うこと。
- (5) 事業によって発生する廃棄物については、廃棄物処理法等の関係法令に基づいて適正に処理すること。事業系一般廃棄物の処理は、自ら処理施設に持ち込むか又は本市の許可業者に委託して適正に処理すること。廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努めること。
- (6) 建築基準法及び関係法令を遵守すること。
- (7) 店舗周辺には住宅が多いことから、特に夜間帯における店舗運営については、静穏保持に努め、防犯等の対策を講ずること。
- (8) 周辺住民等から苦情等が寄せられた場合には、速やかに誠意を持って対応すること。